

令和3年度 第2回三大水門景観検討部会 議事概要

日 時 : 令和3年11月29日(月) 15:00~16:05

場 所 : 大阪府西大阪治水事務所 1階A・B会議室

出席者 : 委員)久保田委員※・山上委員・重山委員・杉村委員・武田委員 計5名  
※部会長

まとめ

- 安治川水門の景観設計において配慮すべき事項について
  - ・ 安治川水門の景観設計において配慮すべき事項については、本日の審議をもってとりまとめを行うため、本部会の審議は本日をもって終了。
- 答申について
  - ・ 景観設計において配慮すべき事項のうち、防災教育の場としての活用にも配慮という表現については、部会長が事務局と調整のうえ、各委員に確認を取り、答申とする。

主な確認事項、委員意見等 (◇:委員 ◆:事務局)

- 安治川水門の景観設計において配慮すべき事項について
  - ◇ 今回整理した配慮事項は水門のデザインに関するアイデアだと思うが、その他のまちづくりについてもいろいろな提案があった。そのアイデアについても積極的に活用できるよう、他の自治体などと共同しながら、水都全体を盛り上げていくことを検討していただきたい。
  - ◆ ⇒まちづくりに関しては、まだ反映が難しいところがあるが、夜間景観やライトアップについては、万博関連で話題が挙がっていたりもするので、庁内でも連携していき、わかりやすい部分から着手していく。
  - ◇ 配慮すべき事項で防災教育の場として使うのは非常に大事。例えば大きな土木構造物が動くところを実際に見る機会はなかなかないので、そういったものが見えるような工夫もあるとよい。
  - ◇ また、夜間景観の話もあるが夜間照明は防災の点でも重要。景観だけでなく防災上も非常に重要という視点で検討してもらえればよい。
  - ◆ ⇒今後詳細設計を進めていくうえで、参考とさせていただく。
  - ◇ 地域のことを眺めるとということそのものも大事な防災教育になると思う。地域防災の教育の場として活用するにあたっては、水門そのものに対する利活用も踏み込んで記載しても良いのではないか。
  - ◇ 眺望ということ自体が景観的な目的だけでなく、防災教育にも非常に役立つと思うので、幅広く捉えていただくとよい。
  - ◇ 安治川水門の景観設計において配慮すべき事項については、本日の審議をもってとりまとめを行うため、本部会の審議は本日をもって終了。
- 答申について
  - ◇ 景観設計において配慮すべき事項のうち、防災教育の場としての活用にも配慮という表現については、事務局と調整のうえ、各委員に確認を取り、答申とする。